

フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則別表1の2の項のフィリピン共和国産マニラスーパー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和50年7月5日農林省告示第693号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための施設は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- (2) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- (3) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- (4) エチレンダイプロマイトの気化装置が設備されており、稼動状況が外部から観察できる構造であること。
- (5) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、ミカンコミバエ又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。
- (2) 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。
- (3) 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示5の(2)のこん包場所についてそれぞれ及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるとする。

- (2) (1)の調査は、原則として、フィリピン共和国植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
- (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、当該施設の内容積（立方メー

1) エチレンダイブロマイドを使用して空くん蒸を行い、48 時間後における施
こ・中・下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70 パ
ーセントであることをもって行うものとする。

2) の実施の確認

3) の確認

3) の消毒の実施の確認は、次により、原則として、フィリピン共和国
と共同して行うものとする。

定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたこと
こと。

埋するマンゴウ生果実の量が、くん蒸施設の内容積の50パーセントを超
、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認

向は、エチレンダイブロマイドが完全に気化した時から測定され、か
中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

確認

(3) の検査の確認は、原則として、マンゴウ生果実のこん数の5パーセン
いてフィリピン共和国植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又
、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原
フィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明す
後の消毒の確認を行わないものとする。

官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又
がないことを確認したときは、次の様式により植物防疫証明書の裏面
それぞれ確認したことを付記するものとする。

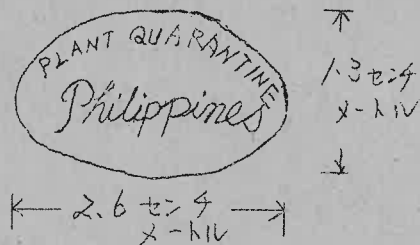
区 分	確認者氏名	印
確認 月 日 時		
確認 月 日 時		

10 センチメートル

5 表示

告示6の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



こん包の表示



6 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

(1) 港 京浜、名古屋、大阪、神戸、奥門、那覇

(2) 飛行場 羽田、小牧、伊丹、板付、那覇

7 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因についてフィリピン共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。